

◎事業者の運営主体

名 称 株式会社ポピンズエデュケア
所 在 地 東京都渋谷区広尾 5-6-6
TEL : 03-3447-2133 FAX : 03-3447-2192
www.poppins.co.jp
代 表 者 代表取締役 田村 篤司
定款の目的
に定めた事業 「子育て支援」……………保育施設の運営・ベビーシッターの養成と派遣
「母と子に優しい街づくり」……公共施設での託児サービス・イベント等での託児
「高齢者等在宅介護」……………ホームヘルパーの養成・ポピンズVIPケアサービス

◎施設の概要

種 別 保育所型認定こども園
名 称 ポピンズナーサリースクール上大崎
所 在 地 〒141-0021 東京都品川区上大崎 3 丁目 13 番 14 号
TEL : 03-6432-5791 FAX : 03-6432-5792
開設年月日 令和5年4月1日
対象年齢 生後57日～就学前児
定 員 102名【2号認定・3号認定】
(0歳：9名、1歳：15名、2歳：18名、3歳：18名、4歳：21名、5歳：21名)
8名【1号認定】 (3歳：2名、4歳：3名、5歳：3名)
施設・設備 敷地面積：1147.94㎡
園 舎：鉄骨造2階建 延床面積：847.08㎡
各室面積：0歳児室(1)30.26㎡・1歳児室(1)50.45㎡・2歳児室(1)36.42㎡
3歳児室(1)44.08㎡・4歳児室(1)48.11㎡・5歳児室(1)48.36㎡
一時保育室(1)16.50㎡・調理室(1)29.45㎡・調乳室(1)6.38㎡
医務室・相談室(1)8.19㎡・乳幼児トイレ(5)68.35㎡
保育士室(1)15.88㎡・廊下その他444.65㎡
設備種類：冷暖房・床暖房・空気清浄機・シーリングファン
屋外遊戯場：635.41㎡(代替場所、希望が丘公園)
職員体制 施設長：1名(資格：保育士)
保育士：14名以上(常勤)
栄養士：3名以上(常勤)
看護師：1名(常勤)
事務員：1名以上(常勤または非常勤)
※その他必要に応じて職員数以上の職員、または臨時職員(パート・アルバイト・外部委託)をおく
業務分掌 (1)施設長は、保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
(2)主任保育士は、施設長を補佐するとともに、保育・教育計画の立案や支給認定保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の保育士を統括する。

- (3) 保育士は、保育・教育計画の立案に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。
- (4) 看護師は、子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。
- (5) 栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。
- (6) 調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。
- (7) 事務員は、施設長を補佐し、当園の庶務及び会計事務を行う。
- (8) 嘱託医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う。
- (9) 嘱託歯科医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う。
- (10) 嘱託薬剤師は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期的な水質検査、環境衛生検査を行う。

クラス編成 ・0歳児：スノードロップ ・1歳児：プリムローズ ・2歳児：ダファデル
 ・3歳児：ブルーベル ・4歳児：マーガレット ・5歳児：エーデルワイス

第1条（開園日・開園時間）

1. 開園日 日曜・祝日および12月29日から1月3日を除く毎日
2. 開園時間・保育時間(利用できる時間帯)

保育短時間認定（8時間以内）	基本保育時間※	
月～土曜日	8：00～16：00	
保育標準時間認定 11 時間	基本保育時間	延長保育
月～土曜日	7：30～18：30	18：30～20：30

※保育短時間認定の方が認定時間を超えて利用する場合は、認定変更の手続きが必要です。品川区役所にご相談ください。基本保育時間の8：00～16：00を超えて利用する場合は、延長保育料として150円/15分を徴収いたします。

第3条（利用料金）

基本保育料は品川区役所の決定により、当月分を当ナーサリースクールへお支払いいただきます（口座振替）
 基本保育料以外で、ナーサリースクールから請求する利用料金は次の通りです。

- 延長保育料 第8条（延長保育利用方法・延長保育利用料）参照

第4条（支払方法）

ナーサリースクールより請求となる利用料金は、毎月指定日にご登録口座より自動振替でお支払い頂きます。自動引き落としの手続きが完了するまでは、請求書記載の口座に期日までにお支払いください。振込手数料は、お客様にてご負担ください。お支払期日までにお支払いがない場合は、期限付きの催告をいたします。

第5条（利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項）

当園は、市区町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときかつ保育・教育の実施について委託を受けたときは、これに応じます。

2. 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの教育・保育認定保護者との内容を確認します。
3. 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育を終了するものとします。
 - (1) 子ども・子育て支援法施行規則第1条の規定に該当せず、市区町村が利用を取り消したとき。
 - (2) 教育・保育認定保護者から保育所利用の取消しの申出があったとき。

- (3) 市区町村が保育所の利用継続が不可能であると認めたとき。
 (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じ、品川区との協議により品川区の了承を得たとき。

第6条（利用方法）

1. 毎月20日までに、翌月のご予定をマイページよりお申し込みください。
 ※日々のご利用時間（15分単位・延長時間を含む）、お食事、お休みのご予定
2. 利用内容を変更する場合、ご利用日から起算して2営業日前の18:30迄に、マイページよりお申し込みください。前日、当日の延長申し込みはお受けし兼ねる場合がございますので予めご了承ください。
 お休みされる場合は必ず9:30までに連絡をしてください。
3. 就労・介護等の保育の利用要件が満たされない時間帯はご利用になれません。
4. 標準時間認定のお子様、認定された時間を超えて利用する場合は、事前に延長保育登録が必要です。
5. QRコード打刻はお子様と入室・退室する時にお願ひします。
6. ナーサリースクールには駐車場はございません。お車での送迎は原則不可となります。
7. 保育園は公道に面しております。通行の妨げにならないよう、ご登園の際はお気を付けてください。

第8条（延長保育の利用方法・延長保育利用料）

1. 延長可能時間は18:30より20:30までです。20:30を越えてのお預かりはできません。
2. 延長保育は月極延長保育コースとスポット延長保育コースがあります。利用料は下表の通りです。
3. 延長保育時間にはコースそれぞれに次の2種類があります。
 延長保育① 18:30～19:30
 延長保育② 18:30～20:30
4. ご利用までに①「延長保育サービス登録書」②「延長保育サービスのための雇用(内職)証明書」をナーサリースクールに提出いただき延長保育の利用登録手続きをお済ませください。
5. 就労等の延長保育の利用要件が満たされる場合のみご利用になれます。
6. 毎月20日までに翌月のご予定（延長時間を含めたご利用時間）をマイページよりお申し込みください。
7. 延長保育をご利用の方には時間帯により、補食・夕食がご利用いただけます。
 補食・夕食は別途料金がかかります。食事代の請求はお申込み状況に従います。
8. 延長保育時間を予約後に変更をする場合は、利用日の2営業日前18:30までにマイページよりお申し込みください。変更可能時間を過ぎた場合、延長保育利用料の返金はできません。

<延長保育利用料金表>

保育標準時間認定利用の場合

時間帯	お食事	スポット延長保育料金 (月5回までのご利用)	月極延長保育料金/ スポット延長保育料金 (月6回以上のご利用)
延長保育① 18:30～19:30	補食又は夕食 ※選択制	保育料 500円/日 補食代 250円/食 夕食代 450円/食	保育料 3,000円/月 補食代 250円/食 夕食代 450円/食
延長保育② 18:30～20:30	補食又は夕食 ※選択制	保育料 1,000円/日 補食代 250円/食 夕食代 450円/食 ※月極1時間延長の方 500円/日	保育料 6,000円/月 補食代 250円/食 夕食代 450円/食

※前日、当日の補食・夕食の申込み及び変更は受付できません。

※内閣府が定める「特定大規模災害」が発生した場合に限り、延長保育利用料の請求はしません。